

別表第 5

返 納 を 免 除 す る 場 合	免除する貸与被服
天災その他避けることのできない事由により返納できないと職員課長が認定した場合	貸与期間中の当該貸与被服
死亡又は法定伝染病若しくは他人に感染のおそれのある疾病により退職した場合	貸与期間中の貸与被服
勤続25年以上で退職又は転勤した場合	
勤続20年以上で職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）又は職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）の規定により退職した場合	
勤続10年以上25年未満で退職又は転勤した場合	貸与開始から貸与期間の2分の1を経過した貸与期間中の貸与被服
勤続20年未満で条例の規定により退職した場合	